

公安委員会 決 裁 資 料	「確認事務の委託法人の登録手続等に関する 規則」の改正について	令和7年5月22日 駐 車 対 策 係
1 改正する規則 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。） 同規則は駐車違反取締りにおける放置車両の確認事務について、要件を満たした法人を登録する手続等について定めたもの。 2 改正の理由 令和4年6月17日に交付された法律第67号「刑法等の一部を改正する法律」が、本年6月1日から施行されることに伴い、道路交通法第51条の8第3項2号ロに規定された「禁錮」の文言が「拘禁刑」に改正されるため。 3 改正の内容 本規則第4条に規定された「駐車監視員資格者講習受講申込書」第4号様式（第4条関係）（裏）注意事項(3)中の「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改正する。		